

学校危機管理マニュアル

対応の視点

- 1 事故や事件の状況を 迅速に 詳しく 正確に 抜けなく 確認する。
- 2 対応は 敏速 かつ 誠意 をもってあたる。
- 3 「みのがさない」「あきらめない」「みすてない」の三ない方針で。
- 4 再発防止のために、いろいろなサインや変化を見逃さない目を持つ。

平成30年6月

茨城県立岩井高等学校

目 次

I 危機管理と学校事故

1	危機管理の基本精神	1
2	学校における危機管理の内容	1
3	学校の危機管理体制の整備	1
4	学校事故の防止	1
5	安全管理のための必要事項	2
6	学校事故への対応	2

II 生徒に関する事故

1	交通事故	4
2	部活動・授業中の事故	5
3	変質者（校外）	6
4	変質者・不法侵入者（校内）	7
5	問題行動（万引き・窃盗・薬物等）	9
6	合宿等での食中毒	10
7	その他の校内事故	11
8	救急車の呼び方	13
資料	救急処置の流れ（心肺蘇生とAEDの使用）	14

III 教職員に関する事故

1	教職員の負傷事故への対応	15
2	教職員の交通事故への対応（飲酒事故を含む）	16
3	教職員の体罰事故への対応	17

IV 施設・設備に関する事故

1	器物き損（破損）、亡失	18
2	盗難・不法侵入	19

V 災害時の対応（火災・地震等）

1	火災発生時の対応（水害も準拠）	20
2	地震発生時の対応	21
3	大雨・竜巻・突風等への対応	23
4	降雪・台風等の異常気象の対応について	24

I 危機管理と学校事故

1 危機管理の基本精神

危機管理においては、「危機の発生防止及び発生した危機の影響を最小限に抑えること」が最も大切なことである。特に、次のことを念頭に置いて行動すること。

- (1) 生徒の生命を守ることを最優先とする。
 - (2) 事故の処理にあたっては、誠意を持って行い、生徒、教職員、保護者及び関係者等との信頼関係を維持していく努力が必要である。
 - (3) 予測のつかない異常な状態が発生した場合、これを迅速に収拾し、学校全体を正常な状態に近づけ、学校に対する社会的な信用や信頼を守ることが大切である。
-

2 学校における危機管理の内容

- (1) 生徒に関する問題
 - ① 生徒個人の心身的内容に関するもの
 - ② 生徒間の人間関係に関するもの
 - (2) 教職員に関する問題
 - ① 教育活動に関するもの（生徒の個人情報管理も含む）
 - ② 保護者等への対応に関するもの
 - ③ 教職員の勤務に関するもの
 - (3) 施設・設備に関する問題
 - (4) 非常変災に関する問題
-

3 学校の危機管理体制の整備

- (1) 危機管理体制とは、危機的状況に対処するための、①事前の予測 ②未然防止 ③危機発生時の対応 ④再発の防止など 一連の活動を意味する。
 - (2) 日常における教職員の危機意識の高揚を図ることが大切である。
 - (3) 「この程度は大丈夫だろう」という楽観的な意識を取り去ること。→ 「常識」が通用しないこともあり、日ごろからの備えを慎重にすることが肝心である。
 - (4) 管理職は、事故の状況を自分の眼で確かめる必要がある。
-

4 学校事故の防止

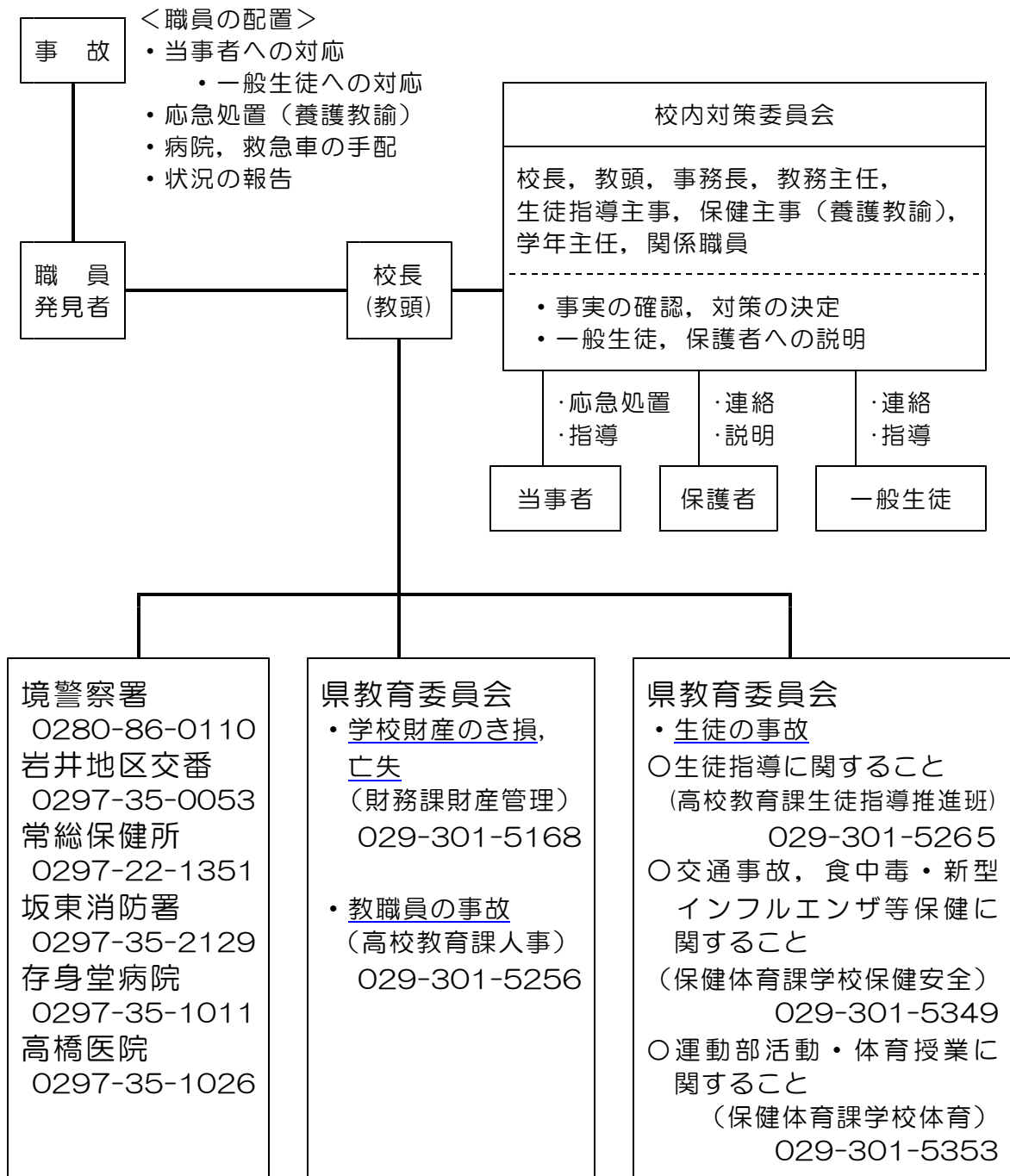
- (1) 学校事故の範囲
 - ①生徒に関するもの
 - ②教職員に関するもの
 - ③施設・設備に関するもの
- (2) 学校事故の防止
 - ①教職員の危機意識の高揚を図る。
 - ア 生徒の生命、安全を守る。
 - イ 生徒、保護者の心理的動揺を抑える。
 - ウ 学校教育の正常な運営を図る。
 - ②生徒の危険予知能力の育成を図る。
 - ア 生徒の判断力や安全に行動する力を日ごろから育成する。
 - イ 日常の教育活動で予想される危険に対して繰り返し指導する。

5 安全管理のための必要事項

- (1) 生徒の校内及び校外生活の実態を詳細に把握する。
- (2) 日ごろから施設・設備の点検と修理に努める。
- (3) 的確な情報処理と校内緊急体制の整備と確認に努める。

6 学校事故への対応

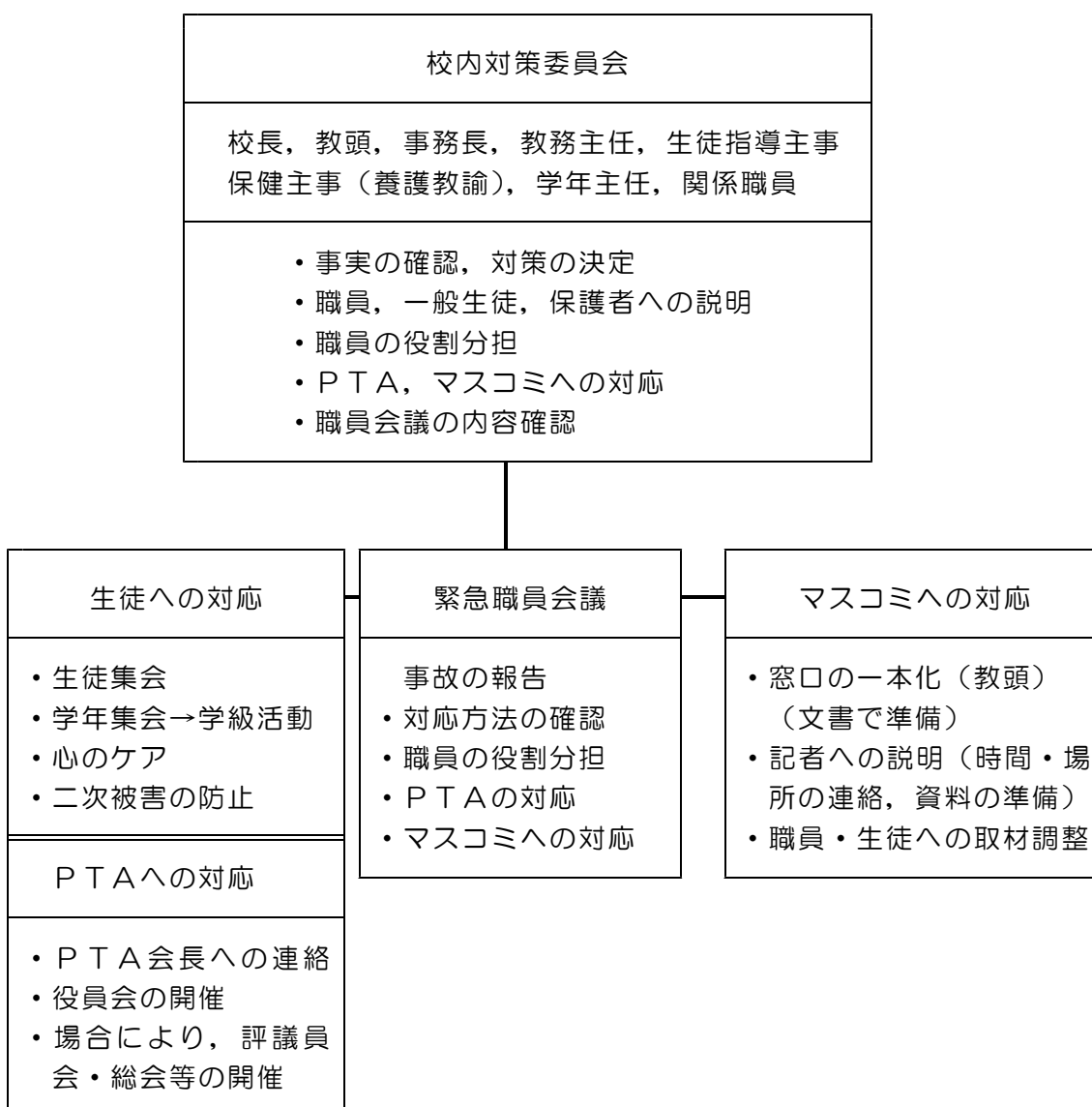
(1) 緊急連絡体制



※ 鳥インフルエンザに係る「学校で飼育されている鳥が死亡した場合の取り扱い」
異常死かどうかの確認相談 県西家畜保健衛生所 0296-52-0345

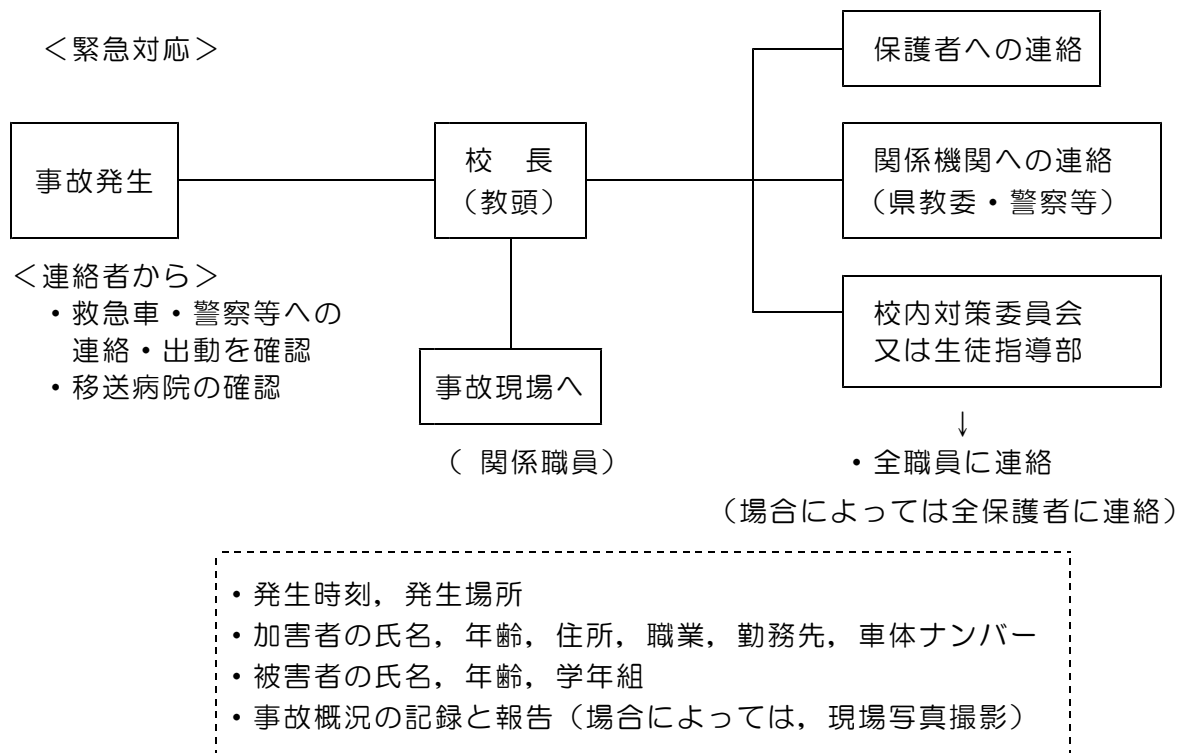
県立学校管理規則第42条	校長は、学校財産の全部又は一部がき損し、又はこれを亡失したときは、速やかに教育長に報告しなければならない。
同 第44条	校長は、職員、幼児、児童及び生徒に関する事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育長に報告しなければならない。

(2) 具体的な危機対応の体制



Ⅱ 生徒に関する事故

1 交通事故



<早期対応>

(1) 生徒への指導

交通安全について（歩行，自転車乗車の安全確認，無免許運転の禁止等）

(2) 保護者への対応

- ① 被害者への見舞い，家庭訪問等
- ② 必要に応じ，PTA役員会等の開催

(3) 関係諸機関への対応

- ① 警察，消防署への対応
- ② 事故報告書の提出：交通事故，教育活動中の事故（保健体育課）
：問題行動，火災・水難事故（高校教育課）

(4) マスコミへの対応

- ① 内容の整理
- ② 個人情報の保護
- ③ 窓口の一本化（教頭）

<長期対応>

(1) 再発防止のための指導強化

(2) 生徒への対応→見舞い，家庭訪問等…心のケアを最重視し，その他，学校の様子や学習の進度等の不安の解消を図る。

(3) 保護者への対応→連絡を怠らない。（保護者との信頼関係を損なわないこと）

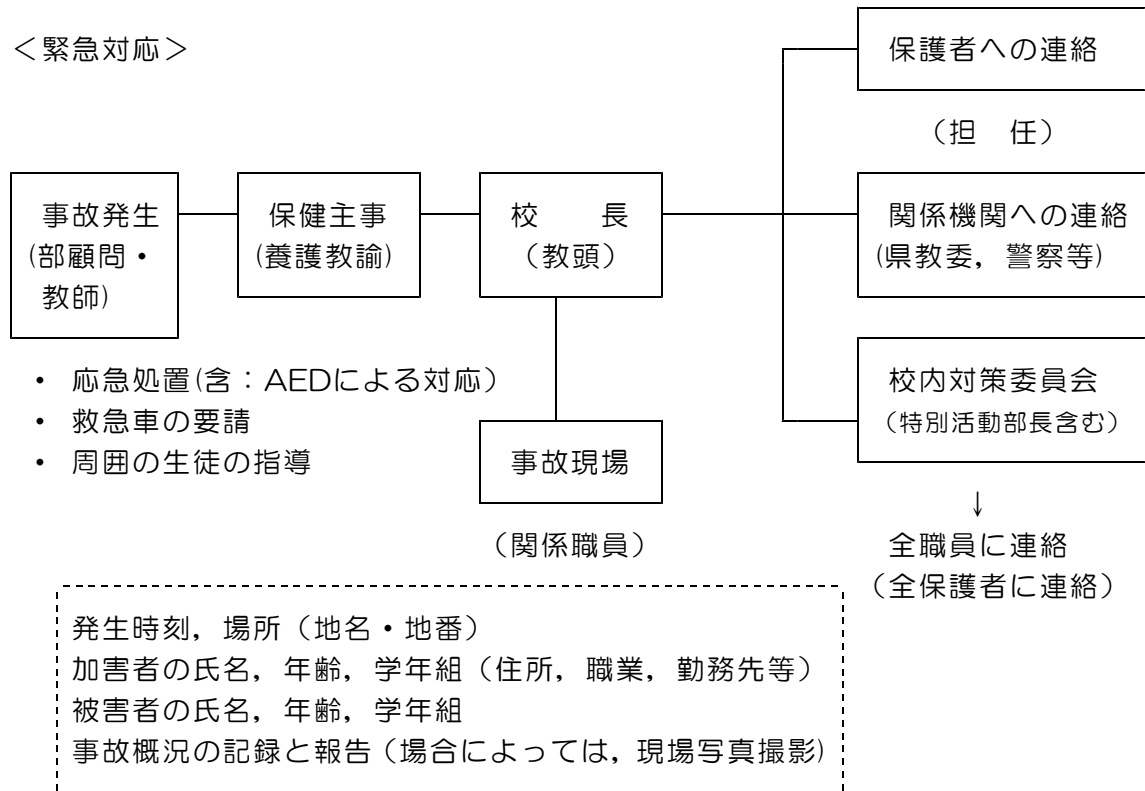
日本スポーツ振興センター等の手続き

加害事故の場合の対応（被害者への謝罪等をお願いする。）

(4) 関連諸機関との連携→保健体育課・高校教育課，警察等

2 部活動・授業中の事故

<緊急対応>



<早期対応>

(1) 生徒への指導

- ① 事故者, 被害者への見舞い, 家庭訪問
- ② 関係生徒からの事実確認と指導
- ③ 事故原因の究明に基づく事故防止への指導
- ④ 生活指導, 安全指導の強化

(2) 保護者への対応

- ① 被害生徒の保護者には, 誠意を尽くして迅速に対応する。
- ② 事故状況を詳しく説明する。
- ③ 必要に応じ, PTA役員会・評議員会の開催

(3) 関係諸機関への対応

- ① 消防署, 病院等への対応
- ② 事故報告書の提出 (保健体育課)

(4) マスコミへの対応

- ① 内容の整理
- ② 個人情報の保護
- ③ 窓口の一本化 (教頭)

<長期対応>

(1) 再発防止のための指導強化

(2) 生徒への対応→見舞い, 家庭訪問等

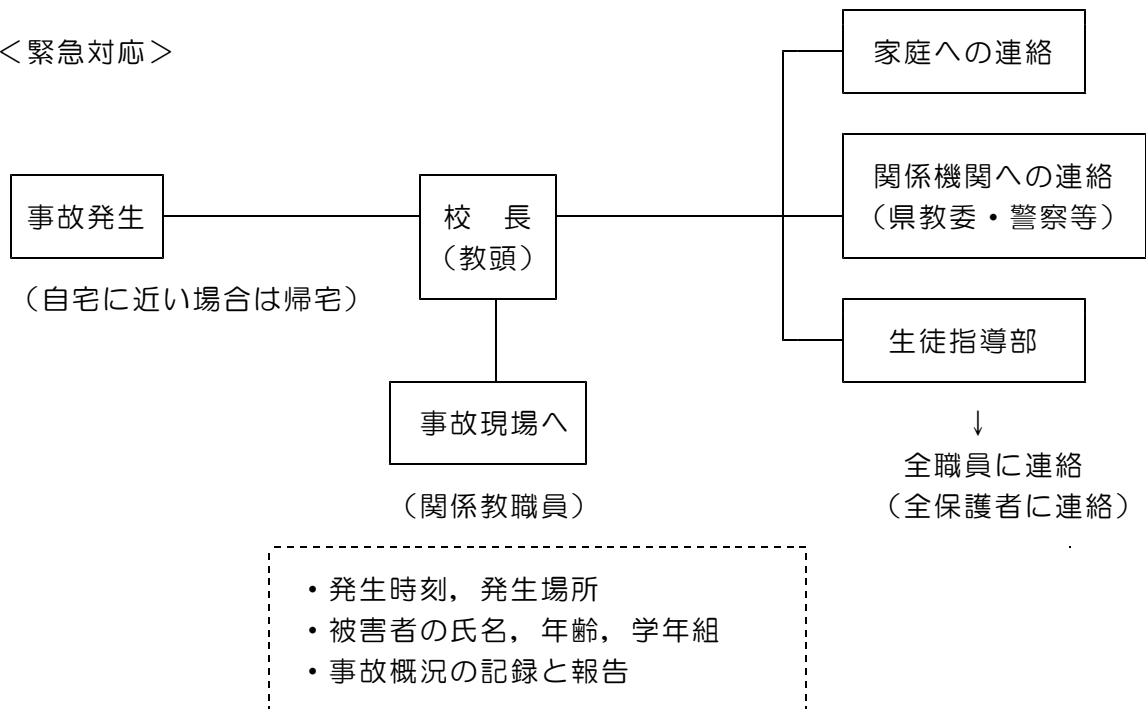
(3) 保護者への対応→連絡を怠らない。(保護者との信頼関係を損なわないこと)

(4) 関連諸機関との連携→保健体育課, 警察等

(5) AEDの設置場所 (保健室入口右側, 体育教官室) を職員に周知し, 保健厚生部による機器の定期点検 (年3回) を実施する。

3 変質者（校外）

<緊急対応>



<早期対応>

(1) 生徒の指導

- ① 個人情報の保護を最優先する。(被害にあった場合)
- ② 担任は，被害生徒の様子に注意し，保護者と連絡を取りながら援助する。

変質者にあつた場合の対応→逃げる，大声を出す，大人に助けを求め，携帯電話などを利用して警察への緊急連絡等

(2) 保護者への対応

- ① 実態を知らせて，協力を要請する。
- ② 必要に応じ，PTA役員会，評議員会の開催

(3) 関係諸機関への対応

- ① 警察・駐在所への連絡
- ② 事故報告書の提出（高校教育課生徒指導推進班）
- ③ 不審者情報インターネット掲示板への掲載

(4) マスコミへの対応

- ① 内容の整理
- ② 個人情報の保護
- ③ 窓口の一本化（教頭）

(5) その他

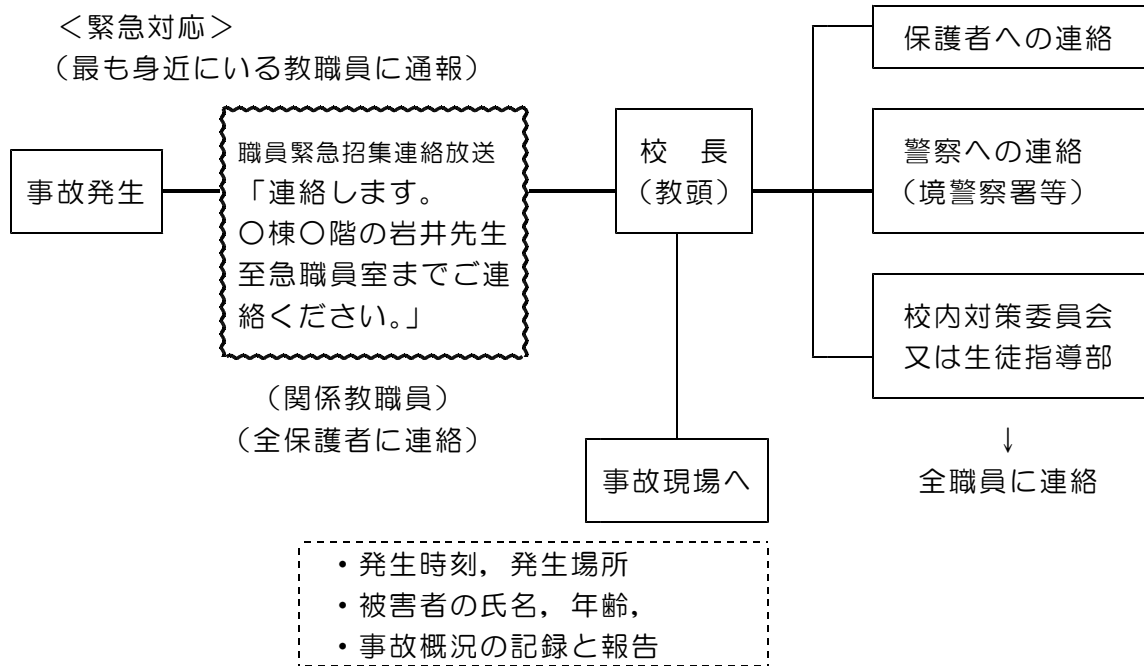
- ① 職員やPTAによる巡視計画

<長期対応>

(1) 再発の防止

- ① 学級活動・学年集会等での指導
- ② 保護者，地域との情報交換
- ③ 関連諸機関との連携（警察，中学校等）

4 変質者・不法侵入者（校内）



- (1) 北門は常時施錠する。
- (2) 受付で胸章を渡し、校内滞在中、来校者であることを明示させる。
- (3) 不審者らしい者を発見した場合には、状況をよく判断し、確認のために声をかけるとともに、迅速に関係者に連絡する。(複数で対応)
- (4) 校内巡視を強化する。
- (5) 部室等の鍵管理を徹底する。

確認の方法

- 1 いつでも逃げることでできる間合いをとり、声をかける。
 - (1) あいさつ
「おはようございます」 「こんにちは」等
 - (2) 用務先の確認
「どちらにご用事ですか？」 「誰(先生)に用事がありますか」
 - (3) 駐車場への誘導
「来客用の駐車場にお駐めください。」
- 2 必要に応じ、関係先に連絡する。
(注意) はじめから明らかに凶暴であると判断できる時や、武器を持っているとき、暴走行為をしているときは声かけしない。

<早期対応>

(1) 生徒の指導

変質者・不法侵入者にあった場合の対応→最も身近にいる教職員に通報、逃げる、大声を出す、携帯電話などを利用して警察への緊急連絡等

- ① 個人情報の保護（被害にあった場合）
- ② 担任は、被害生徒の様子に注意し、保護者と連絡を取りながら援助する。

（２）保護者への対応

- ① 実態を知らせて、協力を要請する。
- ② 必要に応じ、PTA役員会、評議員会の開催

（３）関係諸機関への対応

- ① 警察・駐在所への緊急連絡体制確立
- ② 事故報告書の提出（高校教育課生徒指導推進班）
- ③ 不審者情報インターネット掲示板への掲載

（４）マスコミへの対応

- ① 内容の整理
- ② 個人情報の保護
- ③ 窓口の一本化(教頭)

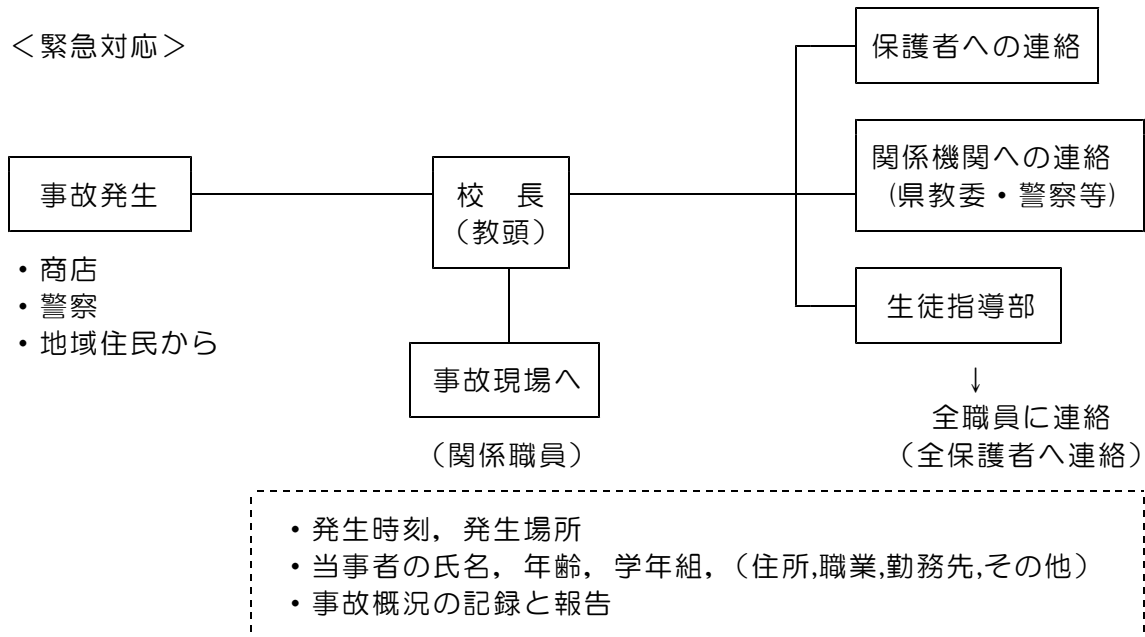
<長期対応>

- （１）PTA・地域・警察との連携を図る

- （２）近隣学校間で相互に情報提供をする体制を整備する。

5 問題行動（万引き・窃盗・薬物等）

<緊急対応>



<早期対応>

(1) 生徒の指導

- ① 個人情報の保護
- ② 該当生徒からの事実確認と指導（善悪の判断，生活の立て直し等）
- ③ 交友関係の確認（場合によっては，他校との連携）

(2) 保護者への対応

- ① 事実関係の確認と今後の指導の協力要請
- ② 必要に応じ，PTA役員会・評議員会の開催

(3) 関係諸機関への対応

- ① 個人情報の保護を最優先する。
- ② 商店・警察・地域住民等への御礼と今後の協力要請
- ③ 事故報告書の提出（高校教育課生徒指導推進班）

(4) その他

- ① 職員による巡視の強化
- ② 他の生徒の動揺を抑える指導
- ③ 他校との情報交換

<長期対応>

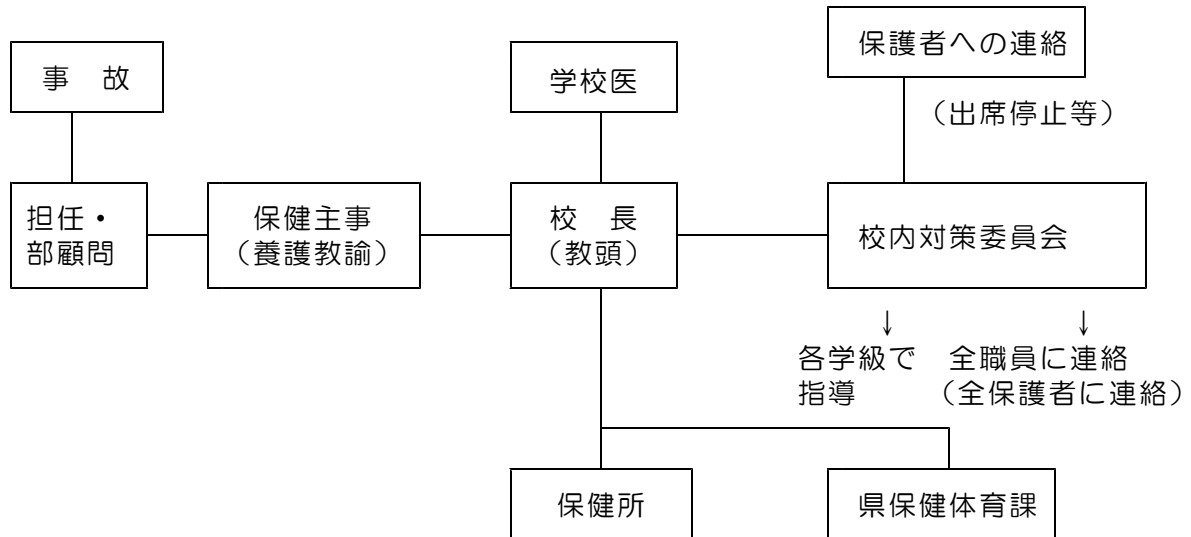
(1) 再発の防止

- ① 個別指導
- ② 全体指導，学年・学級指導，道徳指導等
- ③ 家庭・地域の協力要請

(2) 他校との連携

6 合宿等での食中毒

<緊急対応>



<早期対応>

(1) 生徒の指導

① 被害状況の把握

入院中の生徒 ・病院の確認 ・症状の把握と治療の経過の確認	自宅療養中の生徒 ・症状の把握と治療の経過の確認	罹患していない生徒 ・体調の確認 ・自覚症状が出た場合の連絡を指示
-------------------------------------	-----------------------------	---

② 欠席状況・欠席理由等の把握，出席停止及び解除の連絡

③ 学校生活に関する諸連絡

(2) 保護者への対応

① 生徒の出欠状況の把握

② 必要に応じ，PTA役員会・評議員会の開催

(3) 関係諸機関への対応

① 保健所，保健体育課，県衛生部等への対応

② 事故原因・発生原因の究明

③ 施設・設備の点検・消毒等の処置

④ 事故報告書の提出（保健体育課）

(4) マスコミへの対応

① 内容の整理

② 個人情報の保護

③ 窓口の一本化（教頭）

<長期対応>

(1) 再発の防止

① 手洗い・うがい等の徹底指導

② 保護者への啓発

(2) 関連諸機関との連携

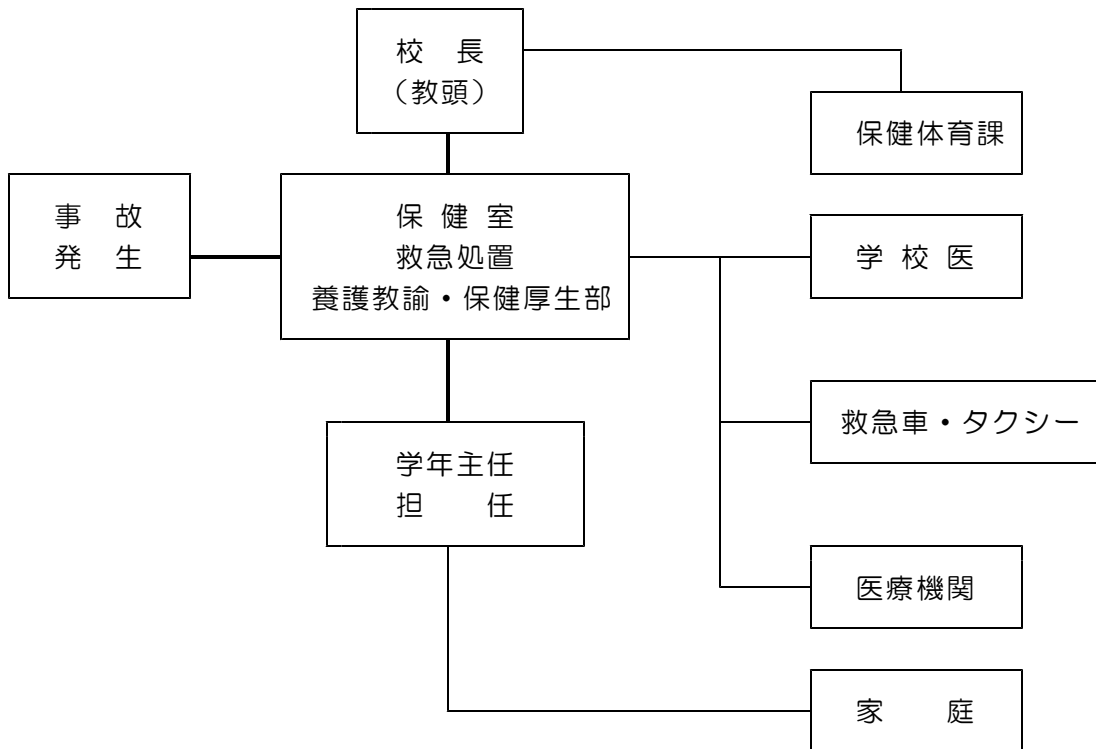
① 事故報告と事後処置

② 学校保健委員会での確認

7 その他の校内事故

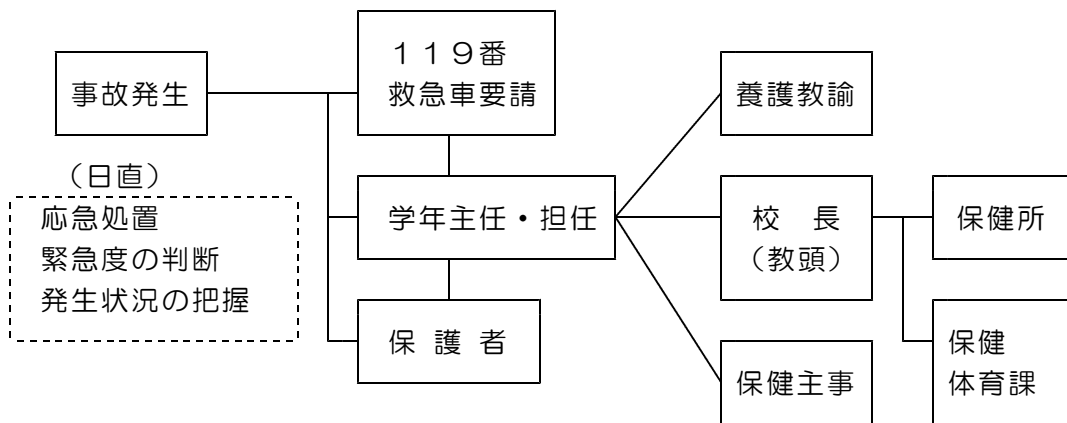
(1) 事故発生時の対応手順

① 授業日の救急体制



② 管理職・養護教諭不在時の救急体制

(長期休業中や出張等において、管理職・養護教諭が不在時の救急体制)



③ 留意事項

- 生徒の緊急連絡先を明確に把握しておく。
- 緊急の治療が必要な場合以外は、保護者に症状を説明し、医療機関を決める。
- 生徒の輸送は公的機関を利用するものとする。

(2) 負傷及び疾病者の発見と通報

- ① 発見者は、先ず最も身近にいる教職員に通報する。
- ② 通報を受けた職員は、ただちに養護教諭又は保健担当者・担任に通報するとともに、事故現場に駆けつける。
- ③ 養護教諭と保健厚生部職員は応急処置をするとともに、救急車の手配をするか

又は病院に急行するかの措置をする。なお、救急車を依頼するときは、校長（教頭）の指示を仰ぐ。

（３）直ちに救急処置の必要な場合

心（臓）停止，呼吸停止，意識障害，大出血，ひどい熱傷，服毒
（大出血，呼吸，脈拍，出血，意識，顔色等を調べ，緊急度の判断をする。）

- ① 「意識がはっきりしない」「呼吸が浅く，脈がとりにくい」「傷が大きく出血が多い」など緊急度が高い場合は，救急処置を行うと同時に救急車を要請する。
- ② 容体が急変する場合があります，「安静」と「経過観察」を要するもの
 - ア 頭部打撲，腹部打撲・・・外傷がなく意識がはっきりしている場合でも，「経過観察」し，家庭へその旨連絡して，観察を続ける。
 - イ 熱中症・・・・・・・・・・重度の場合は，すぐに救急車を要請する。軽度の場合でも，「経過観察」と家庭への連絡を行い，受診させる。

（４）必ず受診を必要とする者

- ① 眼部の打撲や傷，石灰の眼部混入
- ② 骨折の疑い，重度の捻挫（つき指を含む），脱臼など変形，運動障害や激痛を伴うもの
- ③ 切傷，裂傷等で外科的処置（縫合等）の必要なもの
- ④ 激しい痛みや嘔吐を伴う腹痛，頭痛等

8 救急車の呼び方

危機管理マニュアル、生徒名簿、必要事項を記したメモを手元に置き、簡潔な伝達となるように心がける。

通信司令員の問いかけ	通報者の通報内容
〇〇消防本部、火事ですか、救急ですか。	救急です。
どなたが、どうされましたか。	県立岩井高校です。 〇年〇組の男子生徒が〇〇なので、救急車をお願いします。
どんな状態ですか。	相手の誘導に従って落ち着いて答える。 「いつ、どこで、誰が、どのようにして、どうなったか」
はい、わかりました。救急車が向かいます。	(他の生徒が動揺しないよう) サイレンは正門近くで止めて下さい。 正門に職員がいて誘導します。
あなたは救命講習を受けたことがありますか。	ありません。(あります)
これから応急手当の方法を教えますので、私の言うとおりに行ってください。	はい、わかりました。 ※指導に従い、可能な限り対応する。

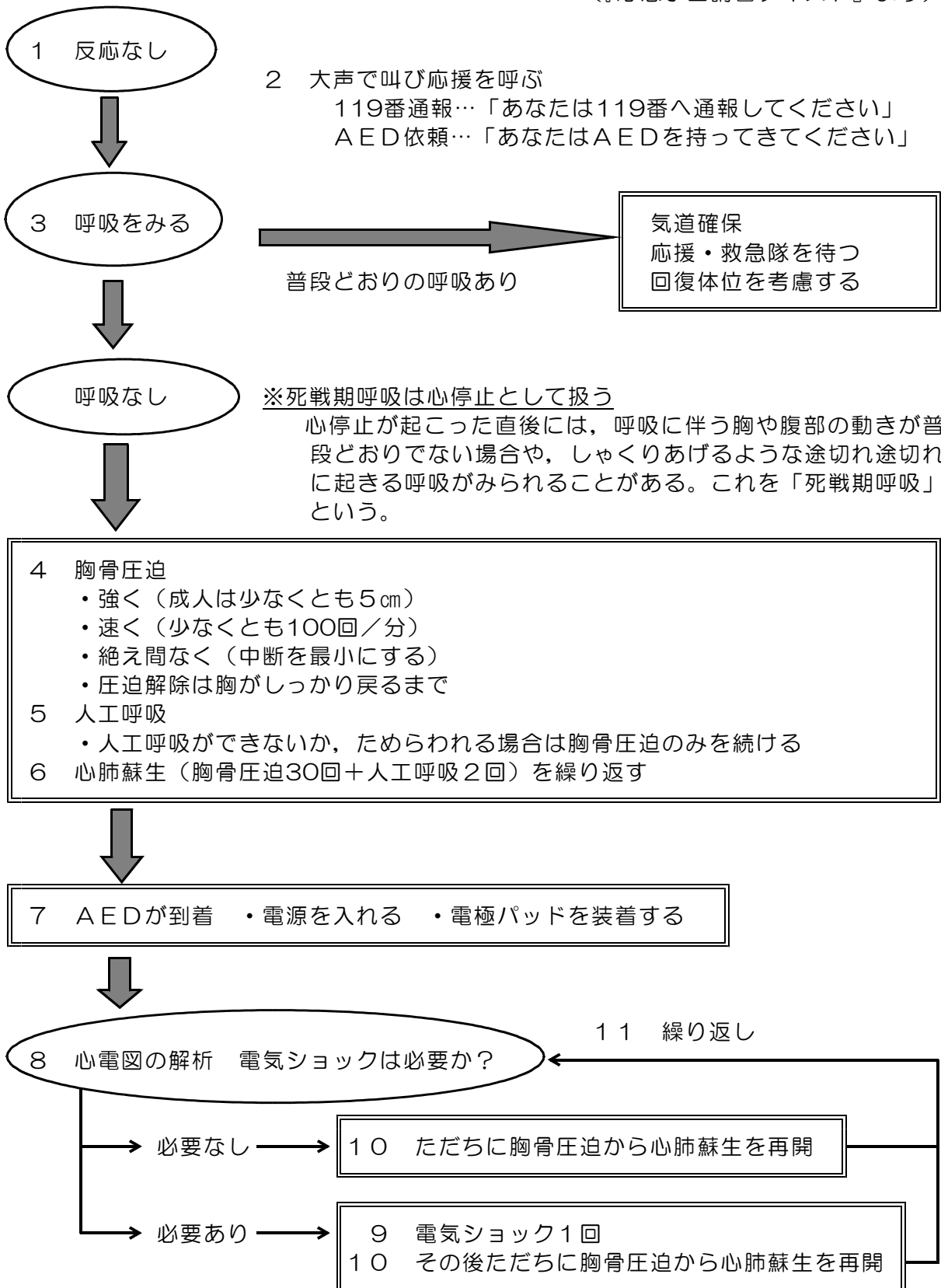
- 連絡がついたら、必要な救急処置を続け、事情のよくわかる者（担任、学年主任、部顧問）が、同行の準備をする。
- ・筆記用具
 - ・現金〔病院内では携帯電話は使用不可〕
 - ・生徒名簿等
- ※可能ならば、傷病人の氏名、年齢、住所、負傷部位、症状、行った救急処置について記録したメモを救急隊員に引き継ぐ。

茨城県救急医療情報システム

休 日 夜 間(24時間対応) 029-241-4199

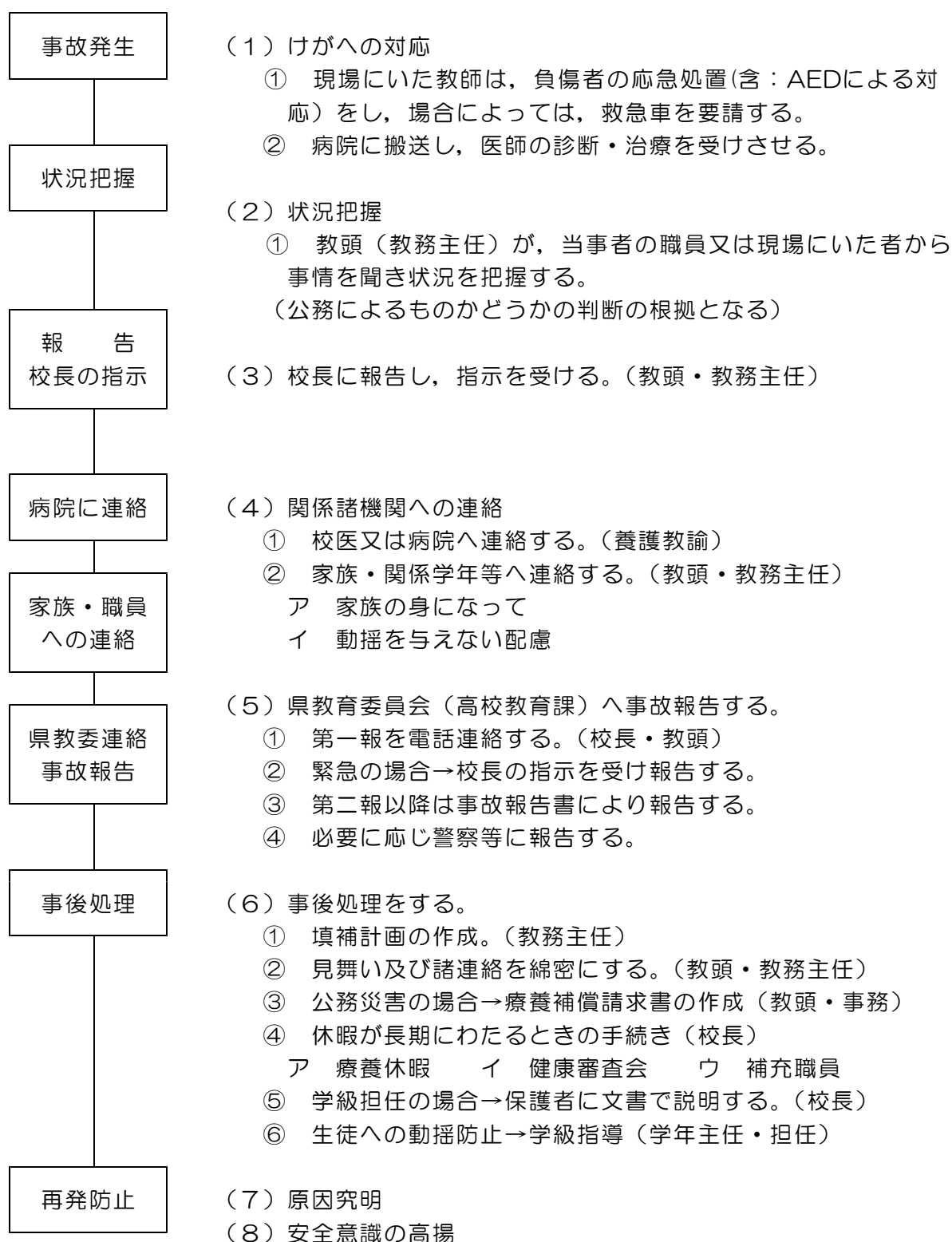
資料 救命処置の流れ（心肺蘇生とAEDの使用）

（『応急手当講習テキスト』より）

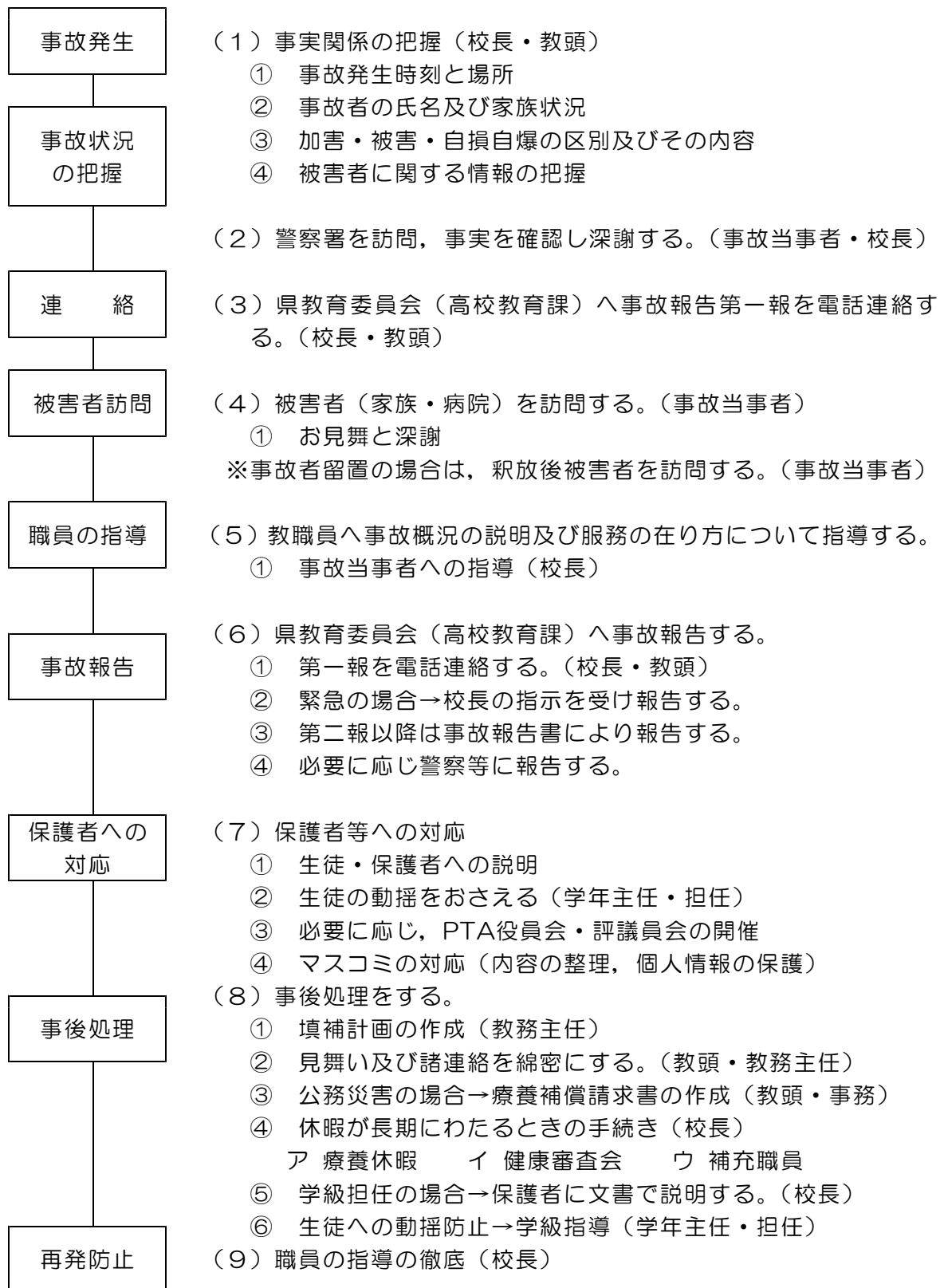


Ⅲ 教職員に関する事故

1 教職員の負傷事故への対応

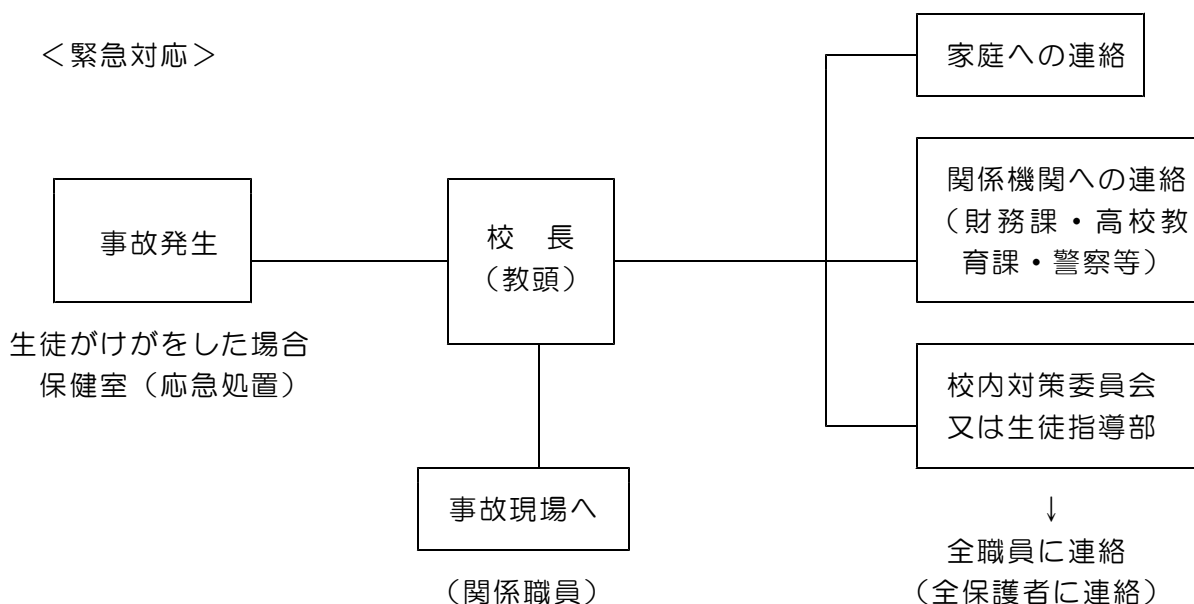


2 教職員の交通事故（飲酒事故を含む）への対応



IV 施設・設備に関する事故

1 器物き損（破損），亡失



- ・現場の保存 → 警察・警備会社等へ連絡
- ・当事者の氏名，年齢，学年学級，(住所，職業，勤務先，その他)
- ・事故概況の記録と報告(現場の写真撮影)

<早期対応>

故意	過失	不明
(1) 生徒への指導 ① 理由を明確にする ② 再発防止の指導	(1) 生徒への指導 ① 行動を反省させる ② 同じ過ちを繰り返させない指導の徹底 ③ 再発防止の指導	(1) 情報の収集 ① 情報の収集 ② 現場の写真撮影 ③ 事実の記録
(2) 保護者への対応 ① 家庭への連絡 (事実の報告) ② 家庭での指導要請 ③ 保護者による弁償	(2) 保護者への対応 ① 家庭への連絡 (事実の報告) ② 家庭での指導要請	(2) 保護者への対応 ① 事実を知らせ，情報提供呼びかけ ② 再発防止の指導

(3) 関係機関への報告(財務課，高校教育課，警察等)

(4) 必要に応じて，PTA役員会・評議員会の開催

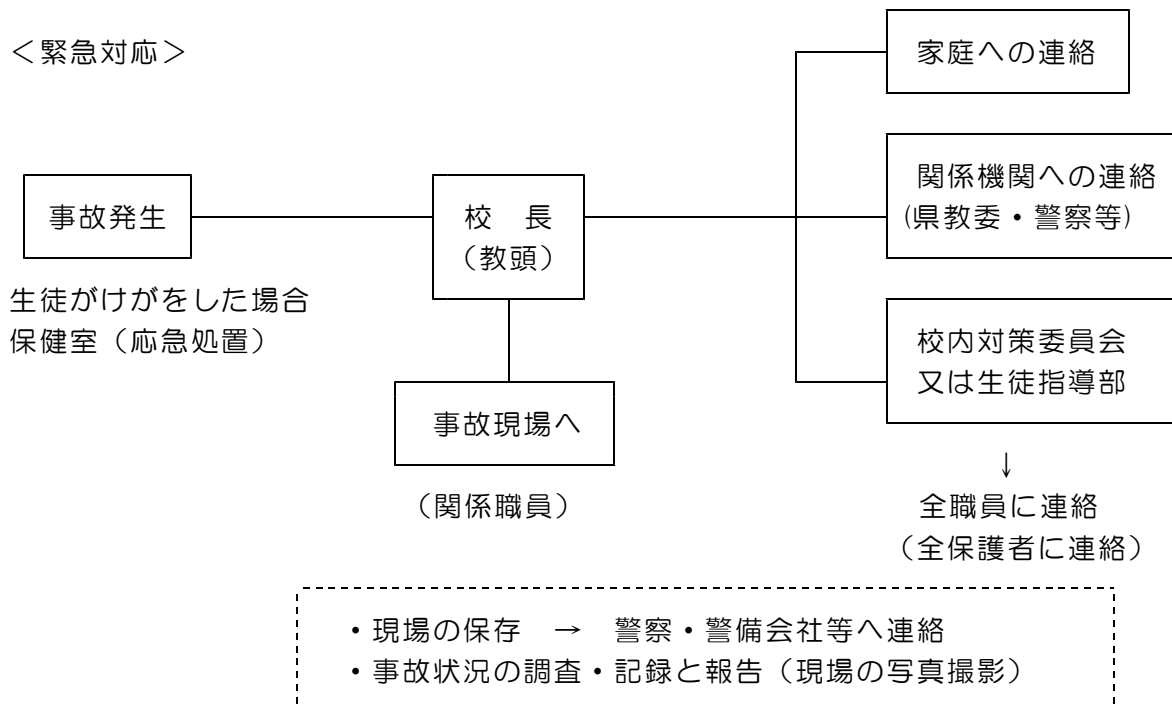
(5) マスコミへの対応(内容の整理，個人情報保護，窓口の一本化(教頭))

<長期対応>

- (1) 再発防止のための生徒指導の充実を図る。
- (2) 施設・設備の定期点検と修理
- (3) 家庭・PTA，関係機関との連携

2 盗難・不法侵入

<緊急対応>



<早期対応>

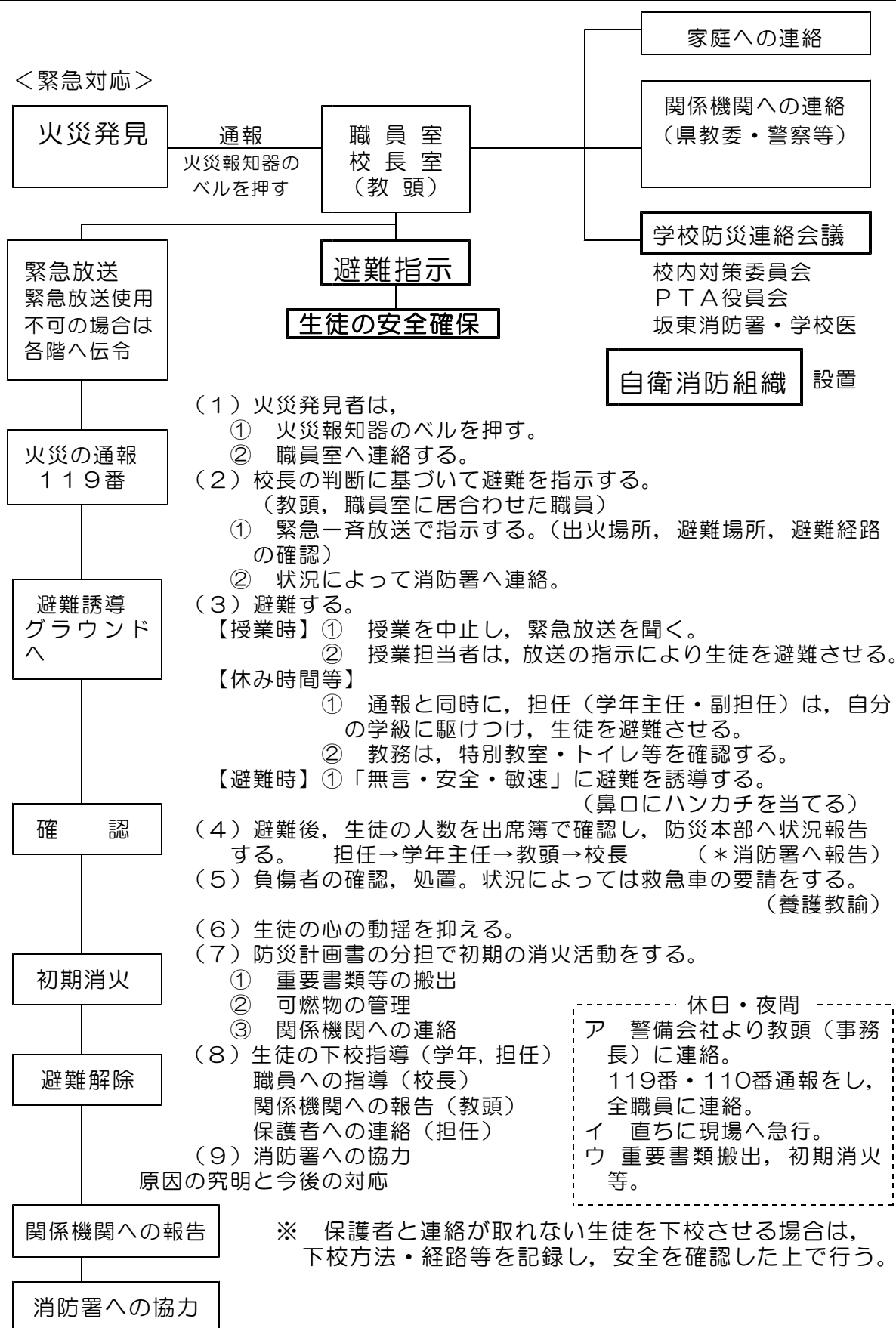
内 部	外 部 ・ 不 明
(1) 指導上の共通理解を図る (2) 生徒への指導 ① 当事者生徒から事情を聞き，指導する。 ② 各学級での指導 事実を伝え，知り得た情報を隠匿することは罪であることを教える。	(1) 盗難・不法侵入防止のための共通理解を図る。 ① 不備な箇所の点検と改善 ② 備品等の整理・整頓 (2) 生徒への指導 事実を知らせ，自分たちでできることを考えさせる。
(3) 保護者への協力依頼 ① 生徒から確認した事実を伝え保護者の協力を要請する。 ② 被害者がいる場合は，保護者との協議の上対処する。 (4) 関係諸機関への報告（警察，高校教育課等） (5) 必要に応じ，PTA役員会・評議員会の開催 (6) マスコミへの対応（内容の整理，個人情報保護，窓口の一本化(教頭)）	

<長期対応>

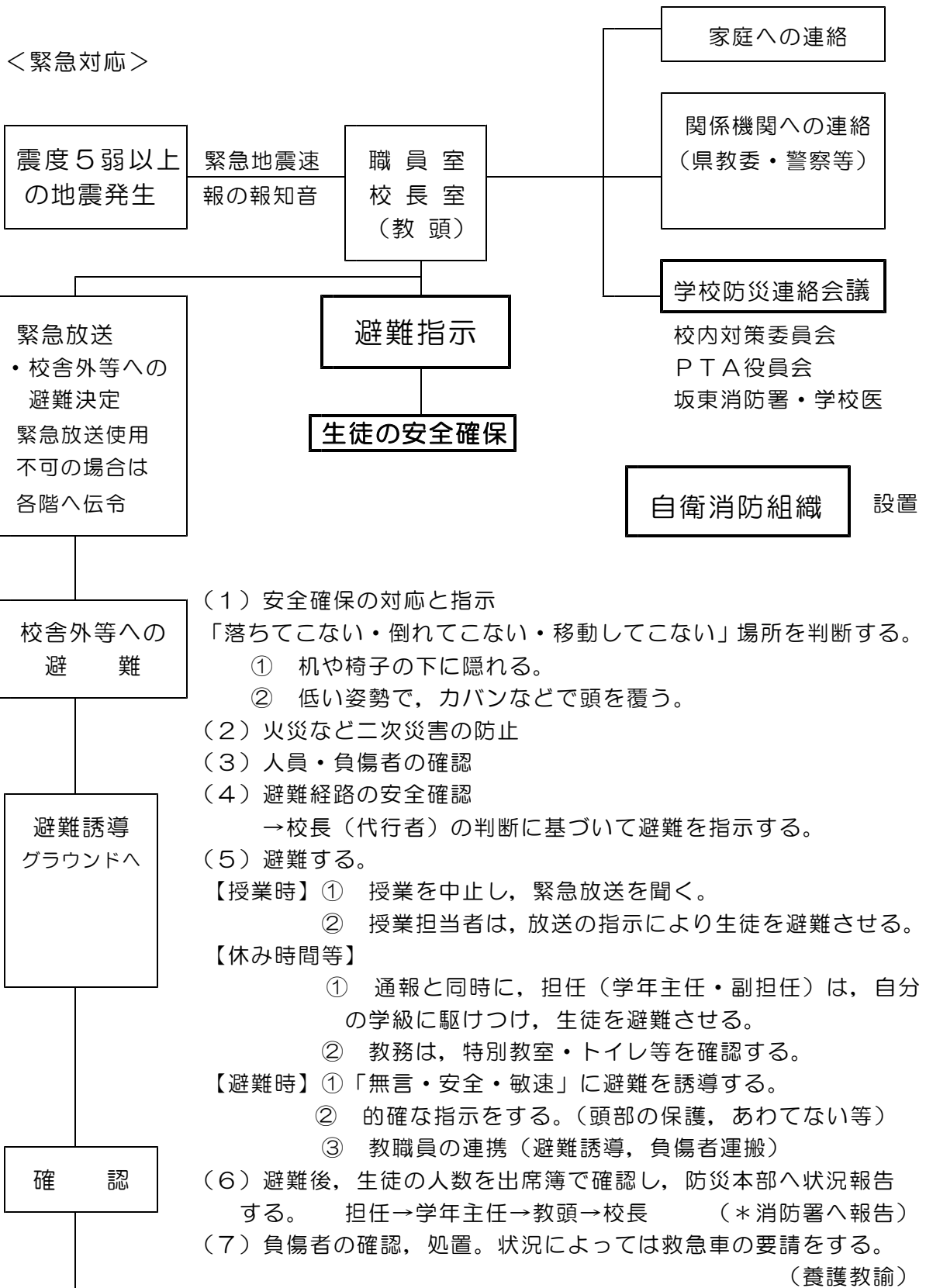
- (1) 再発の防止→学級指導，集会等で社会のルールについて指導する。
- (2) 施錠の確認（施錠時刻の記入），貴重品・現金等を学校に置かない。
- (3) 関係諸機関との連携（警備会社，警察，県教育委員会等）

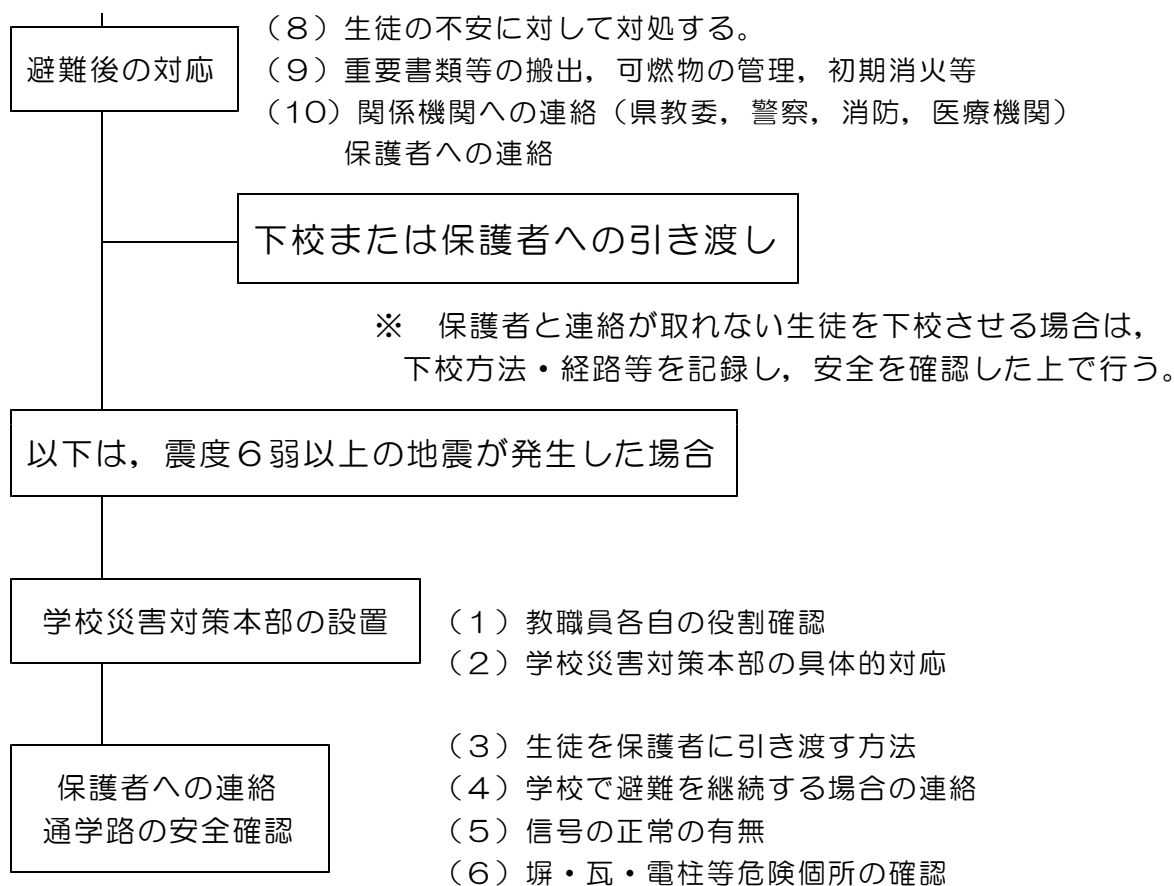
V 災害時の対応（火災・地震等）

1 火災発生時の対応（水害も準拠）



2 地震発生時の対応





<早期対応>

- (1) 職員会議で，今後の対応について確認・指示（関係諸機関との迅速な対応）
- (2) 臨時休校の場合は，生徒・保護者に連絡
- (3) 学校施設・設備の点検及び応急整理
- (4) 学区内の巡視，通学路の安全確認，被害状況により家庭訪問
- (5) 緊急避難所としての学校施設の開放
- (6) 保護者への対応 ・必要に応じ，PTA役員会・評議員会の開催
- (7) 関係機関への報告 ・事故報告書の作成（県教育委員会）
- (8) マスコミへの対応 ・内容の整理，個人情報保護
- (9) 教科書・学用品等，災害生徒への供与

<長期対応>

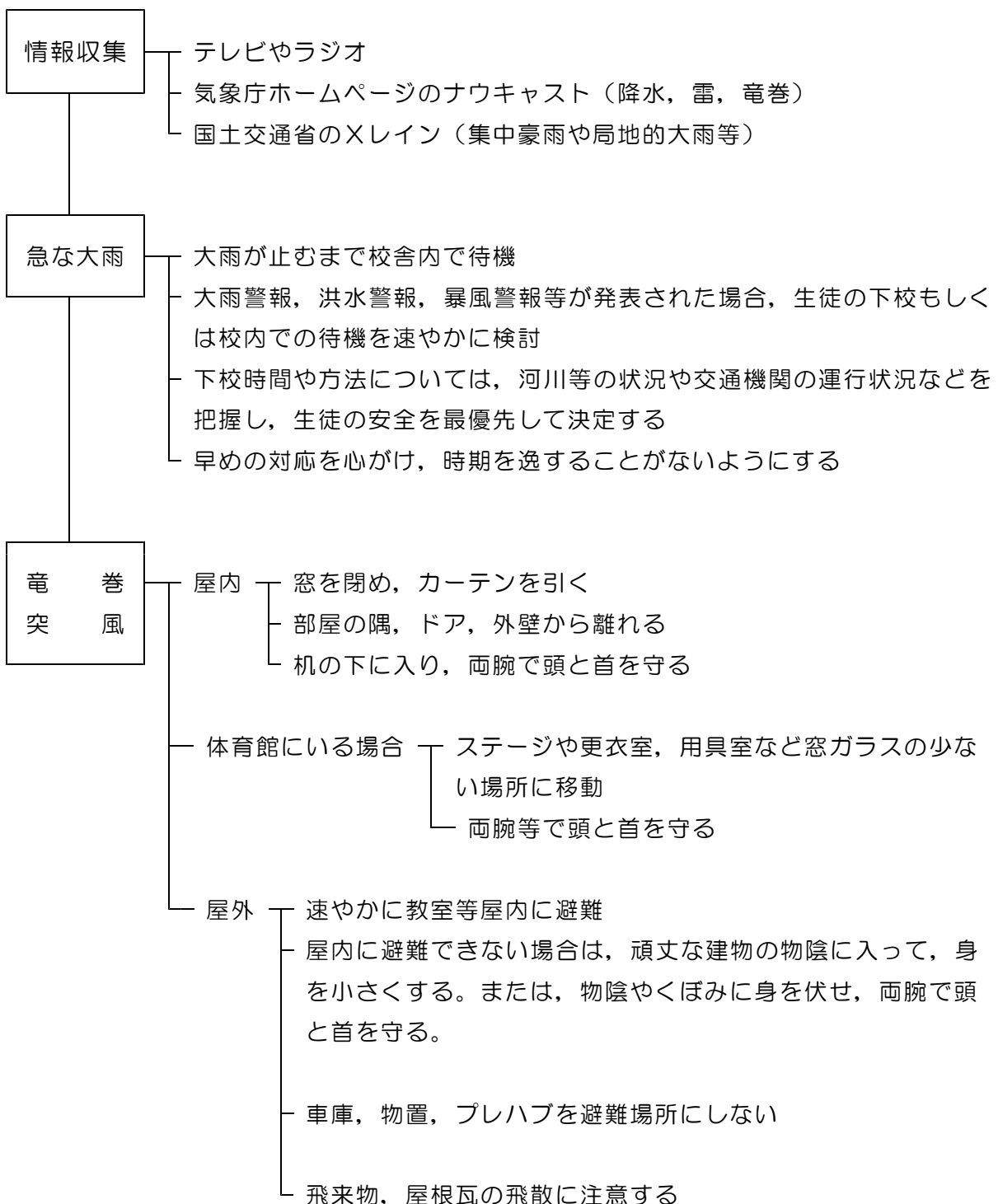
- (1) 災害対策本部（防災本部）の設置
- (2) 救護所の設置
- (3) 学校施設の整備・貸与（水・電気・トイレ・電話・テント等）
- (4) 生徒・保護者との相談体制の確立
- (5) 情報窓口の一本化（教頭）
- (6) 防災本部を中心とした自主点検・検査の実施
- (7) 防災計画に基づく，防災避難定期訓練の実施

防災備蓄品在庫の確認：水，懐中電灯，毛布，ランタン等

3 大雨・竜巻・突風等への対応

<「特別警報」について>

- 1 特別警報とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報であり、警報の基準をはるかに超えることが予想される場合に発表される。
- 2 「特別警報」が発令された場合、経験したことのないような激しい豪雨や暴風など、異常な現象が起きる状況であるため、ただちに「命を守る行動」をとることが重要である。



4 降雪・台風等の異常気象の対応について

早朝よりの降雪・台風等の対応について、

- ①伝達内容の不徹底さを避け、
- ②伝達経路の不確実さを防止するために、次のことを生徒・保護者に周知させる。

1 授業開始時刻などの明確な伝達内容

- (1) 確定した情報のみ伝達すること。
(例)降雪のために2時限より授業実施します。
- (2) 授業開始の変更に係る緊急連絡は、通学時間に配慮して余裕をもたせて対処する。
- (3) 曖昧な情報は伝達しないこと。
(例)たぶん～、もしかしたら～、～だろう等

2 常日ごろからの指導の徹底

- (1) 連絡網から情報が伝達されない場合には「平常通り」と理解すること。
- (2) その際には、各自の判断で行動すること。
- (3) 各自の判断で行動する場合には「交通安全」を最優先とする。
- (4) 情報が伝達されずに不安を感じる場合には、**学校へ電話・F a x で連絡する。**
- (5) 平常通りの場合、生徒からの問い合わせには次のように答える。
「授業は平常日課で実施する。安全に注意して登校すること」

3 異常気象で前日から混乱が予想される場合

前日から降雪がある場合や翌朝の降雪注意報などで確実に混乱が予測される事態（その他の異常気象の際にも）には、あらかじめ余裕を持って前日の内に対応する。その際にも同様に、確定した情報のみ伝達する。

4 伝達経路

年度当初に職員連絡網、各HR連絡網を作成し、確認しておく。

平成 29 年 9 月 25 日一部改正

4 降雪・台風等の異常気象の対応について

2 常日ごろからの指導の徹底

(4) 情報が伝達されずに不安を感じる場合には、**学校へ電話・F a x で連絡する。**